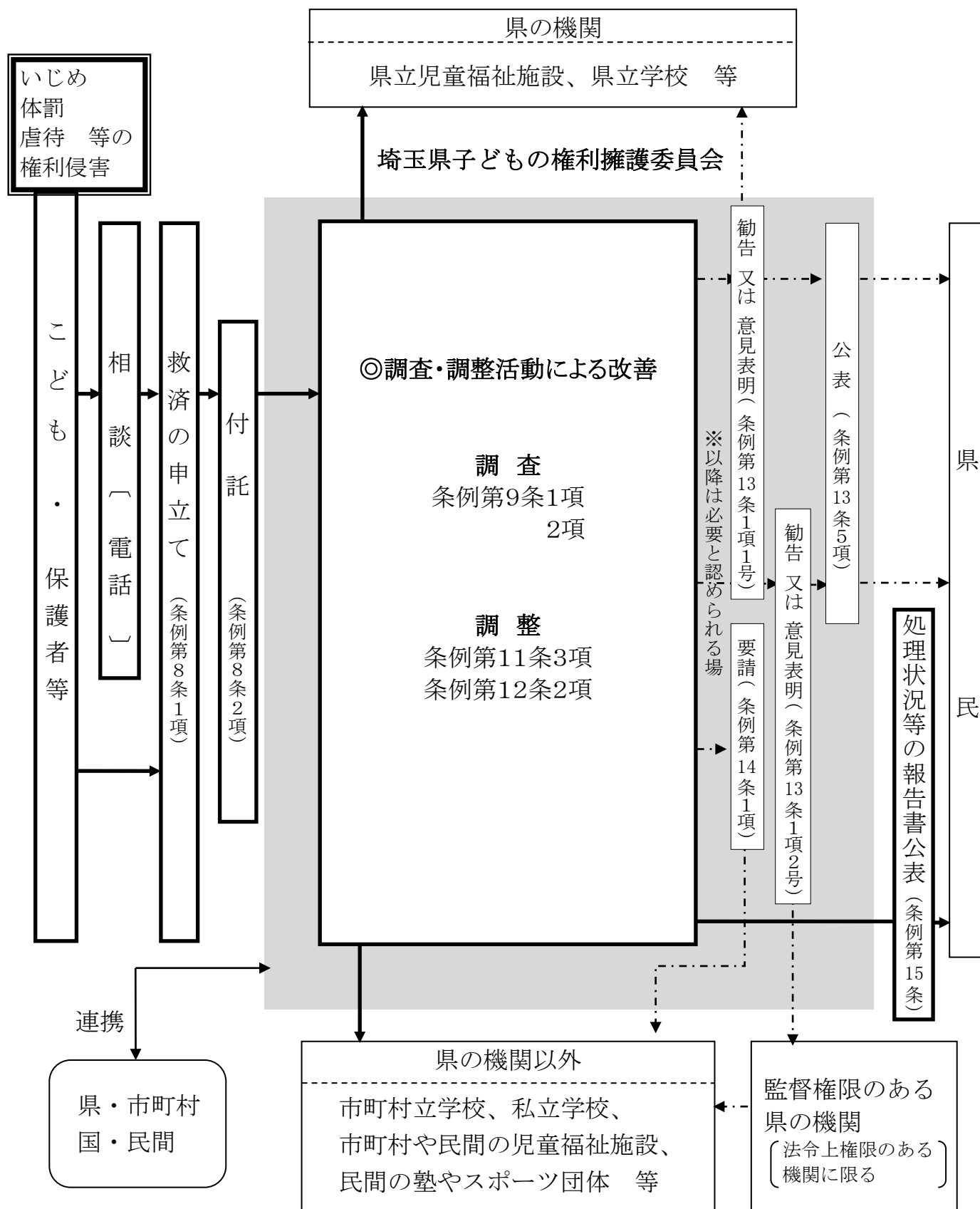


参 考 資 料

1 委員会の業務図



◎調査・調整活動は、関係機関に対する協力を求め、行います。

2 令和7年度 子どもスマイルネット電話相談の状況

相談者の区分		相 談 内 容										合 計	相談者割合	
		権 利 侵 害 等								子育て等※2	無言			
		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期問題	その他※1					
こども本人	幼児											0	0.0%	
	小学校低学年	1					3		4			8	0.3%	
	小学校高学年	5	2	10	4	13	21	15	6			76	2.6%	
	中学生	28	1	4	5	2	6	77	23			146	4.9%	
	高校生	14	1	6	4	5	12	151	36			229	7.7%	
	不明					1			6			7	0.2%	
	小 計	48	4	20	13	21	42	243	75			466	15.8%	
親族	母	32	1	10	103	128	135	184	162	872	1,627	55.0%		
	父	6		5	3	5	2	9	8	40	78	2.6%		
	その他	1		4	16	3	1	7	3	20	55	1.9%		
	小 計	39	1	19	122	136	138	200	173	932	1,760	59.5%		
関係者	施設											0	0.0%	
	学校					1						6	7	0.2%
	その他			2				1	5			379	387	13.1%
	小 計	0	0	2	0	1	0	1	5			385	394	13.3%
合 計		87	5	41	135	158	180	444	253	1,317	337	2,957		
内容別割合		2.9%	0.2%	1.4%	4.6%	5.3%	6.1%	15.0%	8.6%	44.5%	11.4%	100.0%		

※1 幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・福祉施設・非行・進路の関係など

※2 子育ての相談及び子育て以外に関する大人からの相談など

3 子どもスマイルネット電話相談の状況（年度別）

年度	いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て等※1	その他※2	合計
14	*46	*11	*5	*10	*8	－	－	－	2,831	2,911
(こども)	*21	*2	－	－	－	－	－		*42	*65
15	*186	*18	*22	*22	*58	－	－	－	3,445	3,751
(こども)	*104	*9	*11	*6	*8	－	－		*161	*299
16	*165	*15	*11	*14	*47	－	－	－	4,265	4,517
(こども)	*99	*4	*3	－	*16	－	－		*392	*514
17	*174	*12	*32	*16	*56	*264	*376	2,921	1,743	5,594
(こども)	*104	*3	*7	*6	*26	*228	*369		*786	*1,529
18	312	21	64	75	116	197	591	2,710	1,068	5,154
(こども)	169	10	10	16	26	155	557		399	1,342
19	251	17	56	101	118	248	577	2,261	1,150	4,779
(こども)	143	7	9	15	26	164	522		393	1,279
20	127	6	41	82	141	287	593	2,356	922	4,555
(こども)	79	4	13	13	27	170	508		171	985
21	136	6	33	99	118	280	494	2,219	878	4,263
(こども)	77	2	3	5	18	176	455		249	985
22	124	5	33	38	89	214	367	1,896	612	3,378
(こども)	64	4	8	2	15	143	327		154	717
23	80	7	24	44	76	178	367	1,398	511	2,685
(こども)	43	1	5	1	13	133	349		173	718
24	146	6	48	69	149	158	128	1,617	704	3,025
(こども)	76	1	4	5	20	106	114		221	547
25	192	27	66	101	166	199	161	1,548	794	3,254
(こども)	129	5	16	12	27	118	100		184	591
26	198	13	77	148	168	239	337	2,106	1,052	4,338
(こども)	129	2	9	8	22	128	275		235	808
27	81	7	47	114	132	235	623	1,402	1,292	3,933
(こども)	34	1	12	27	27	135	528		346	1,110
28	96	14	52	89	133	263	371	1,619	1,104	3,741
(こども)	56	8	10	18	28	186	230		191	727
29	100	5	43	94	150	212	345	1,327	1,131	3,407
(こども)	51	1	7	4	29	112	185		213	602
30	87	12	37	103	158	140	396	1,440	815	3,188
(こども)	41	4	18	4	35	58	239		73	472
R 1	74	5	59	136	138	135	438	1,354	949	3,288
(こども)	30	0	20	28	23	58	227		77	463
2	64	6	55	179	155	153	531	1,553	847	3,543
(こども)	35	1	14	15	22	51	270		125	533
3	43	0	66	232	178	167	597	1,602	633	3,518
(こども)	21	0	15	18	23	47	282		54	460

年度	いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の 対応等	交友 関係	思春期	子育て 等※1	その他 ※2	合計
4	49	1	54	161	140	169	510	1,559	430	3,073
(こども)	24	1	19	11	23	44	200		58	380
5	90	7	48	135	157	178	406	1,328	621	2,970
(こども)	46	2	14	15	7	52	159		75	370
6	76	3	58	150	200	187	401	1,211	607	2,893
(こども)	29	1	19	8	17	36	192		129	431
7	87	5	41	135	158	180	444	1,317	590	2,957
(こども)	48	4	20	13	21	42	243		75	466

下段は、上段の件数のうち、こども本人からの相談件数を再掲

※1 家庭環境、養育不安、こどもの性格・行動などの悩みなど大人からの相談。

※2 幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・福祉施設・非行・進路の関係など。無言を含む

平成17年10月1日から、「子供と家庭電話相談」と「子どもスマイルネット（権利侵害に関する相談窓口）」の電話相談窓口を一元化（電話番号を統一）した。

* は、「子どもスマイルネット（権利侵害に関する相談窓口）」の電話番号で受けた件数のみ

4 令和7年度 埼玉県子どもの権利擁護委員会の開催状況

	月	委員会の開催状況							調査・調整 活動回数
		日 時	審議件数	出席者数					
				委員	調査専門員				
①	4	21日（月）15:00 ～ 16:26	7	3	1	9			
②	5	15日（木）9:30 ～ 10:28	6	3	2	10			
③	6	6日（金）9:30 ～ 10:40	3	3	3	11			
④		23日（月）9:30 ～ 11:11	4	3	2				
⑤	7	7日（月）9:30 ～ 10:20	3	3	2	11			
⑥		24日（木）15:00 ～ 16:10	3	3	3				
⑦	8	18日（月）9:30 ～ 10:30	2	3	3	3			
⑧	9	8日（月）9:30 ～ 10:00	2	3	1	3			
⑨		30日（火）15:00 ～ 16:13	4	3	3				
⑩	10	17日（金）9:30 ～ 10:52	3	3	3	17			
⑪		31日（金）13:30 ～ 16:27	4	3	3				
⑫	11	27日（木）15:00 ～ 16:30	2	3	1	15			
⑬	12	12日（金）9:30 ～ 10:36	3	3	2	11			
⑭	1	9日（金）9:30 ～ 9:45	2	3	1	4			
⑮		27日（火）9:30 ～ 10:42	3	3	3				
⑯	2	16日（月）16:00 ～ 17:10	3	3	3	22			
⑰	3	2日（月）13:30 ～ 14:25	2	3	3	32			
⑱		16日（月）9:00 ～ 11:00	3	3	4				
合 計			延59件	延54人	延43人	延148回			

※ 審議件数には報告も含む。

5 埼玉県子どもの権利擁護委員会の活動状況（年度別）

○新規面接相談の件数

年度	いじめ	体罰	虐待	学校 関係 等	計
14	3	1	1	5	10
15	5	0	2	12	19
16	9	0	0	14	23
17	7	0	0	12	19
18	7	0	0	12	19
19	7	2	0	4	13
20	3	3	0	8	14
21	4	2	0	7	13
22	2	1	0	8	11
23	1	0	0	10	11
24	4	0	0	10	14
25	4	2	0	6	12
26	4	1	0	5	10
27	6	1	1	4	12
28	2	0	1	10	13
29	0	0	0	2	2
30	4	0	0	6	10
R1	1	1	0	6	8
R2	0	2	0	5	7
R3	0	0	0	5	5
R4	0	0	0	6	6
R5	1	0	0	5	6
R6	2	0	0	5	7
R7	0	0	0	4	4

○委員会で扱った事案の件数

前年度から 継続	新規	合計	終結	次年度へ 継続
	10	10	6	4
4	19	23	15	8
8	23	31	17	14
14	19	33	20	13
13	19	32	21	11
11	13	24	19	5
5	14	19	14	5
5	13	18	13	5
5	11	16	11	5
5	11	16	11	5
5	14	19	12	7
7	12	19	8	11
11	10	21	15	6
6	12	18	11	7
7	13	20	7	13
13	2	15	12	3
3	10	13	5	8
8	8	16	9	7
7	7	14	11	3
3	5	8	6	2
2	6	8	5	3
3	6	9	4	5
5	7	12	7	5
5	4	9	5	4

○委員会の活動状況

年度	調査・調整 活動回数	委員会 開催回数	審議件数 (延)	出席者数(延)	
				委員	調査専門員
14	37	12		35	23
15	79	21		63	31
16	131	24		71	46
17	106	24	117	71	45
18	107	24	112	71	48
19	127	22	81	63	50
20	97	24	89	71	70
21	81	22	76	64	59
22	66	20	65	59	50
23	46	17	64	46	55
24	85	18	94	51	57
25	124	18	121	53	61
26	66	18	76	49	58
27	55	18	84	48	52
28	73	18	116	52	42
29	45	18	89	52	45
30	52	18	80	50	40
R1	79	18	116	54	45
R2	56	18	79	50	50
R3	70	18	51	52	47
R4	66	18	49	47	45
R5	77	18	64	54	57
R6	108	18	99	54	44
R7	148	18	59	54	43

※ 調査・調整活動回数には面接を含む。審議件数には報告も含む。

※ 令和3年度以降の調査・調整活動回数には、調査専門員のほか事務局によるものも含む。

6 令和7年度 広報・啓発活動の状況

広報活動	概 要
1 広報カードの作成・配布	1 県内全ての小学校 4年生・6年生、県内全ての中学校 2年生 県内全ての高等学校 1年生 県内全ての特別支援学校 小学部4年生・6年生、中学部2年生及び 高等部1年生 合計 26万枚
2 その他	1 各種情報紙等に掲載 ○県広報紙「彩の国だより」9月号、11月号 ○埼玉県相談窓口ガイド ○市町村広報紙 ○市町村の子育て応援ブック、福祉ガイドブック、人権啓発リーフレット等 ○ミニコミ誌 2 インターネットに掲載 ○県ホームページ ○市町村ホームページ 3 SNSに掲載 ○県公式X、Facebook、LINE 4 FM NACK5「朝情報★埼玉」 5/30、7/8、9/2、3/6

7 埼玉県子どもの権利擁護委員会委員及び調査専門員名簿

(令和8年3月31日現在)

【委員】

氏名	職業	主な役職等
◎田口 伸	埼玉県社会福祉士会事務局長	社会福祉士 桶川市こども育成審議会会長 埼玉県済生会支部監事 社会福祉法人平成会評議員 埼玉県児童福祉審議会委員長
○内河 水穂子	埼玉大学教授	
徳田 玲亜	弁護士	埼玉県弁護士会子どもの権利委員会副委員長

◎委員長、○委員長代理 敬称略

【調査専門員】

氏名	職業	主な役職
中谷 茂一	聖学院大学 心理福祉学部心理福祉学科 教授	川島町子ども・子育て会議委員長 北本市いじめ問題調査委員会 委員 上尾市子ども・子育て会議委員
角尾 美奈	学習院大学 文学部心理学科 非常勤講師	
野澤 義隆	東京未来大学 こども心理学部こども心理学科 准教授	
山崎 洋子	東京家政大学 人文学部教育福祉学科 准教授	

敬称略

埼玉県子どもの権利擁護委員会条例

平成14年3月29日

条例第24号

改正 平成21年12月25日条例第70号

令和3年4月1日条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに対する身体的又は精神的な暴力等子どもの権利の侵害に関して簡易迅速な救済を行うため、埼玉県子どもの権利擁護委員会に関し必要な事項を定め、もって子どもの権利の侵害を防止し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。

2 この条例において「県の機関」とは、県の執行機関、公営企業管理者、下水道事業管理者、警察本部(警察署を含む。)又はこれらに置かれる機関をいう。

(埼玉県子どもの権利擁護委員会の設置等)

第3条 県は、子どもの権利の侵害(県内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学する子どもに係るものに限る。以下同じ。)に関する救済を行う機関として、埼玉県子どもの権利擁護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく知事の附属機関とする。

3 県は、委員会との連携を図り、児童の権利に関する条約及びこの条例の趣旨の啓発を図るとともに、子どもの権利の擁護に必要な施策を推進するものとする。

4 県民は、家庭、学校、地域社会等において、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える暴力等子どもの権利の侵害を防止するとともに、委員会の職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

(委員会の組織等)

第4条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。

6 委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

7 知事は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 子どもの権利の侵害に関する相談に関して、必要な助言及び支援を行うこと。
- 二 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て等に関して、調査、勧告、意見表明、要請等を行うこと。
- 三 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- 四 その他子どもの権利の擁護に関する普及啓発を行うこと。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 委員は、関係する県の機関との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 委員は、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、その職務を遂行しなければならない。

4 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(兼職の禁止)

第7条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 委員は、県と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(救済の申立て)

第8条 何人も、知事に対し、子どもの権利の侵害に係る事項について、文書又は口頭により、救済を申し立てることができる。

2 知事は、前項の規定による申立てに係る事項についての調査等を委員会に速やかに付託するものとする。

(調査)

第9条 委員会は、前条第2項の規定により付託があった場合には、当該申立てに係る事項について調査をするものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案であるとき。

二 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関する事案であるとき。

三 議会に請願又は陳情を行っている事案であるとき。

四 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過している事案であるとき。ただし、正当な理由があるときを除く。

五 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと認められる事案として規則で定めるものであるとき。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、子どもが現に権利の侵害を受けており、その救済のため緊急の必要性があると認めるときは、当該権利の侵害の事実について調査をすることができる。

3 委員会は、前条の規定による申立てが救済に係る子ども又はその保護者以外の者からなされた場合及び前項の規定による調査をする場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査をしなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 委員会は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、その旨を理由を付して、申立てを行った者(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止等)

第10条 委員会は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他その必要がないと認めるときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 委員会は、調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は前条第3項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に速やかに通知しなければならない。

(県の機関に対する調査等)

第11条 委員会は、県の機関に対し調査を開始するときは、当該機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、県の機関に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

3 委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整(以下単に「調整」という。)を行うことができる。

4 委員会は、調査及び調整の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。ただし、第13条第4項の規定により通知する場合は、この限りでない。

5 県の機関は、委員会の職務の遂行に関して、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(県の機関以外のものに対する調査等)

第12条 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、県の機関以外のものに対し、資料の提出及び説明について協力を求めることができる。

2 委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができる。

3 委員会は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。

(県の機関に対する勧告等)

第13条 委員会は、必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、次に掲げる事項について勧告又は意見表明をすることができる。

一 当該県の機関が自ら是正その他必要な措置を講ずるよう求めること。

二 当該県の機関が県の機関以外のもの(当該県の機関が法令に基づく監督の権限を有するものに限る。)に対し是正その他必要な措置を講ずるよう求めること。

2 県の機関は、前項の規定による勧告又は意見表明を受けたときは、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

3 委員会は、第1項の規定により勧告又は意見表明をしたときは、県の機関に対し、是正その他必要な措置の状況について、相当の期限を付して報告を求めるものとする。

4 委員会は、第1項の規定により勧告又は意見表明をしたとき及び前項の規定による報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

5 委員会は、第1項の規定による勧告又は意見表明及び第3項の規定による報告の内容を公表することができる。

(県の機関以外のものに対する要請)

第14条 委員会は、県の機関以外のものが、重大な子どもの権利の侵害を行っていると認められる場合において、第12条第1項の資料の提出及び説明の求めに応じないとき又は同条第2項の調整にもかかわらず是正のための取組を行っていないと認められるときは、当該県の機関以外のものに対し、これらの求めに応じ、又は是正その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(申立ての処理の状況等の報告及び公表)

第15条 委員会は、救済の申立ての処理の状況等について、知事に報告するとともに、毎年度1回、当該処理の状況等に係る報告書を作成し、公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第5条第4号、第6条、第7条及び第16条の規定は、平成14年8月1日から施行する。(平成14年11月規則第111号で、同14年11月1日から施行)

附 則(平成21年12月25日条例第70号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

埼玉県子どもの権利擁護委員会条例施行規則

平成14年7月30日

規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例(平成14年埼玉県条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの定義)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める者は、年齢が18歳又は19歳の者で、次に掲げる学校又は施設に在学し、又は入所しているものをいう。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定め る高等学校又は中等教育学校
- 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設
- 三 前2号に掲げる学校又は施設に準ずる学校又は施設

(委員会の会議)

第3条 埼玉県子どもの権利擁護委員会(以下「委員会」という。)の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員会の会議は、委員(委員長を含む。以下同じ。)の2人以上が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(調査専門員の設置)

第4条 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て等に関して、専門的な調査等を行うため、調査専門員を置く。

2 調査専門員は、前項の調査等に係る事項に関し専門的な識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 条例第六条及び第7条の規定は、調査専門員について準用する。

(救済の申立書等)

第5条 条例第八条第一項の規定による救済の申立て(以下「申立て」という。)は、文書による場合にあっては次に掲げる事項を記載した申立書を提出し、口頭による場合にあっては当該事項を申述してこれを行う。

- 一 申立てを行う者の氏名、年齢、住所及び電話番号
- 二 申立てを行う者が子どもである場合にあっては、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- 三 申立ての趣旨及び申立てに係る事実
- 四 申立てに係る権利の侵害があった日
- 五 他の機関への相談等の状況

2 知事は、口頭による申立てがあったときは、前項各号に規定する事項を当該職員等に聴取させ、書面に記録させるものとする。

(調査することが適当でない事案)

第6条 条例第9条第1項第5号の調査することが適当でないと認められる事案として規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 条例に基づく委員会の行為に関する事案
- 二 申立てに重大な虚偽があることが明らかである事案

三 具体的な権利の侵害行為を含まない事案

四 前3号に掲げるもののほか、委員会が条例の目的に合致しないものとして調査することが適当でないと認める事案

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年8月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、条例の施行の日から施行する。